



Title	稲作経営における水稲共済の機能に関する一考察
Author(s)	本郷, 徹; HONGO, Toru; 志賀, 永一 他
Citation	北海道大学農経論叢, 51, 85-94
Issue Date	1995-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11117
Type	departmental bulletin paper
File Information	51_p85-94.pdf



稲作経営における水稲共済の機能に関する一考察

— 共済機能の集落間格差を中心に —

本郷 徹・志賀 永一

A Study on the Functions of Rice Insurance in A Paddy Farming — Focusing on Difference between Districts —

Toru HONGO · Eiichi SHIGA

summary

Paddy farmers in Hokkaido have been suffering from cold weather damage for a long time. They have a Crop Insurance system to compensate for the loss of crops.

The purpose of this paper is to clarify the characteristics of calamity compensation to paddy farmers. A comparative method of analysis was used with two districts (slight damage and severely damage) in KITAMURA, Sorachi.

The conclusion of this paper is that calamity compensation through Rice Insurance does not always fulfill its purpose in the short term, but we recognize that its purpose is accomplished in the long term. The differences in the districts are comparatively large in KITAMURA. The balance of Rice Insurance for farmers in a severely damaged district is more effective than a small district in a frequently damaged period. However, it is more ineffective in rarely damaged period because the premium is high in a severely damaged district. The object which determines the degree of effect is the frequency of severe calamity.

As far as the rice farmers' views of Rice Insurance, especially in slightly damaged districts, it is found that there is a tendency to underestimate the effects. Nevertheless, the demand for Insurance is high to guard against calamities.

1. 問題意識と課題

平成5年は全国的に異常低温, 日照不足が続き, さらにこれに長雨, 台風などの被害が加わり, 水稲が作況指数「74」の「著しい不良」となったのをはじめとして, ほとんど全ての農作物に甚大な被害をもたらす結果となった。中でも北海道稲作は, 7月から8月にかけての出穂期(冷害危険期)における異常低温により, 作況指数「40」という未曾有の大凶作を記録した。この端的な例に示されるように, 北海道は冷害を代表とする自然災害頻発地帯である。

農家の栽培技術面での努力によって, ある程度農作物の被害を軽減することは可能であろう。しかしながら, 平成5年の災害は, 一農家の努力のみでは対応しきれない場合があることを示している。農業が自然を相手にする産業である限り, これは常につきまとうリスクと考えることができる。

そのような自然災害による作物等の被害を補償して, 農業の再生産を可能たらしめる機能を果たしているのが農業災害補償法, いわゆる農業共済制度である。農業災害補償法は昭和22年に制定されて(註1)以来, 約半世紀の間大凶作時の収入

減を補償することで農業経営の発展を支えてきた。しかし、稲作技術の向上、耐冷性品種の開発、そして平成5年を除けば最近10年間は比較的气象が安定的であり、被害が発生するというケースが少なかったことから農家にとって農業共済の存在が薄れつつあること、また共済掛け金の政府負担割合が漸次引き下げられてきているなどという制度的な変化(註2)もあり、農業共済に対する評価(農家側からの)が変化してきているように思われる。

現在、農業共済には稲・麦を含む農作物共済の他に、家畜共済、蚕繭共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済と、作目対象ごとに6つの共済事業が行われている(註3)が、農作物共済は果樹や畑作物共済とは異なり、作付農家全戸(註4)に共済加入が義務づけられている(以下「当然加入制」と称する)。当然加入制であるため、仮にそれが組合員にとって有効なものではなかったとしても共済加入を中止することはできない。農作物共済が需要を反映できないサービスであるからには、必然的に全組合員への有効性が求められることになる。

そこで本稿では水稲共済に注目し、北海道の代表的稲作地帯の一つである空知支庁の北村を事例として、第1に水稲共済の災害補償効果について

2集落(被害僅少、甚大地区)の比較分析を行い、第2に農家の水稲共済に対する意識について若干の考察を加え、農家の水稲共済需要に関するファクト・ファイディングを行うことにより、水稲共済の機能(註5)の特質を検討していく一助としたい。

2. 北村農業における水稲共済の機能

1) 北村の自然災害

北村は北海道空知支庁管内の南西部に位置し、稲作を基幹とする純農村である。地形は南北に細長く平坦で、土壌は石狩川左岸に沖積土が一部みられるが、石狩川から遠ざかるにつれて高位泥炭土壌となる。北村は石狩川の支流が多く存在しているため、北海道における主たる災害である冷害に加えて、かつては水害の常習地帯でもあった。図1は北村の水稲単収の推移を示したものである。平年では比較的单収水準の高い北村であるが、水害のあった昭和37年、50年、56年はいずれも全道平均、空知平均を下回っている。冷害は多少の地域差はあるにせよ、北海道ほぼ全域にわたって被害が及ぶものであるが、水害は局地的であり、その意味において北村は「冷害+水害」という自然災害の被害を多く受けてきた地域といえるであろう。図1中の数字は北村の作況指数を示し、

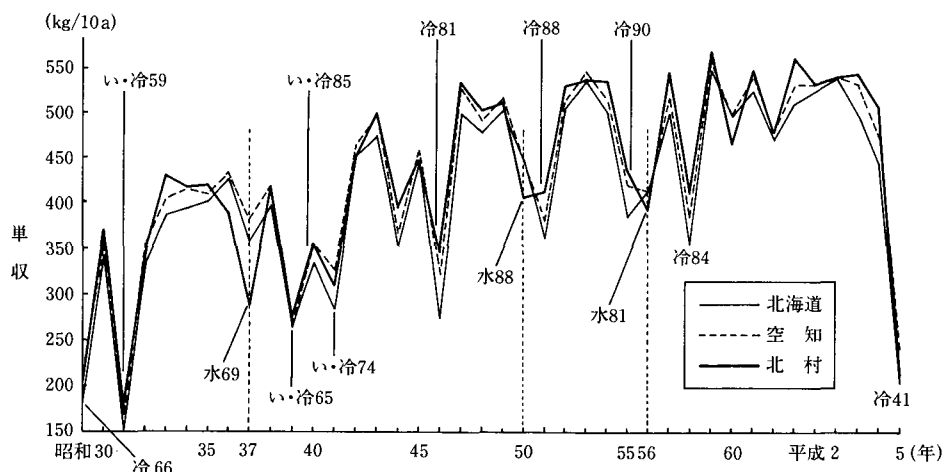


図1 最近40年の水稲単収の動き

(資料)「北海道農林水産統計年報」各年次より作成。

註) 図中の数字は北村の作況指数。

作況指数「90」以下の年を挙げた。

い……いもち病 冷……冷害 水……水害

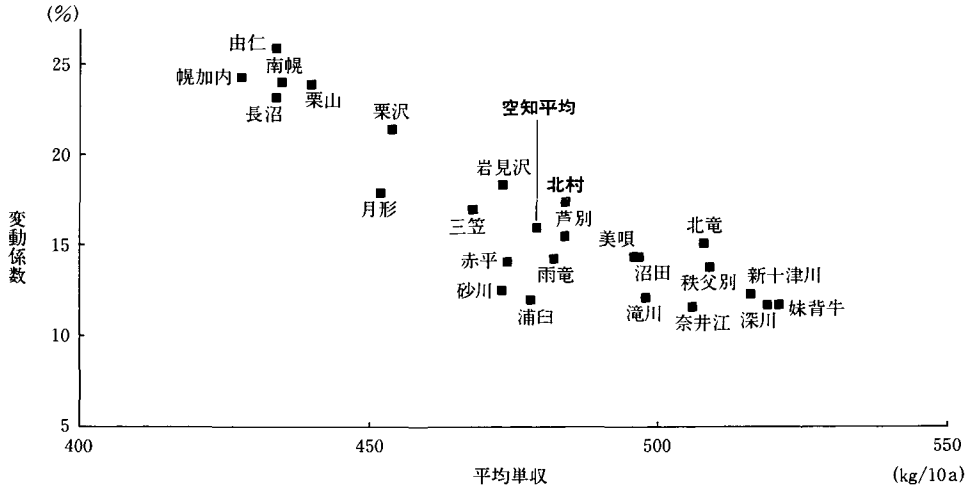


図2 空知支庁の水稲平均単収と変動係数（昭和49～平成5）

（資料）「北海道農林水産統計年報」各年次より作成。
 註）夕張は除く。

90以下の「著しい不良」となった年を全て挙げたものであるが、やはり冷害とともに水害の被害をたびたび受けているのが注目される。

図2により、北村を含む空知の市町村の過去20年間（昭和49年～平成5年）の単収をみると、深川などを含む北空知の市町村は平均単収が高くかつ安定的であり、それに比べて南幌などを含む南空知は単収が低く、変動が大きいという傾向を見てとれる。北村について見ると、単収は比較的高い町村に属するが、変動係数も高めに位置しており、北村は「北空知的」側面および「南空知的」側面の両方をもちあわせる町村と考えられる。さらに、北村の平均単収、変動係数がともに空知平均に近いことから、本稿の北村を事例とした考察は空知における共済機能構造の特質を示すものと考えられる（註6）。

2) 北村における水稲共済の機能

北村における近年の共済制度の最も大きな変化は、補償割合の変化（損害評価方式の変化）である。北村では昭和58年まで半相殺方式を採用していたが、昭和59年から全相殺方式に変更して現在にいたっている（註7）。全相殺方式は空知においては栗沢町が昭和55年から採用し、続いて昭和58年から長沼町や中空知共済組合（7市町村）が

導入している。58年の大冷害で北村の半相殺方式と周辺市町村の全相殺方式との補償率の差が明らかに現れたことから、北村ではその効果に対する期待を持って全相殺方式を採用したのである。ところが、昭和59年以降特に大きな災害は無く、全相殺方式の効力を経験する機会が少なかったことで、農家は半相殺方式に比べて掛け金が高く設定される全相殺方式を評価できなかったものと考えられる。

北村における昭和49年～平成5年の水稲共済掛け金・共済金などの総金額を表1に示した。北村の過去20年間の共済掛け金と共済金を比較すると、総額では受け取った共済金は支払った掛け金の2倍以上となっている。また、「共済差引」に示されるように、この20年間の無事戻し金、賦課金も含めた一戸当たり受取総額は支払総額を565万円上回っているという計算になる。平成5年の大冷害による差引を除いたとしても114万円受取額が上回っている。

過去20年という長期タイムでみると、北村において、水稲共済の災害補償効果は果たされていたということが出来る。しかし、前掲図1に示したように、北村における自然災害は昭和58年以前と昭和59～平成4年では、その発生頻度に明らかな差が見られる。水稲共済の災害補償効果は大災害

表1 過去20年間の共済掛金と共済金受取額（水稻）

	引受戸数 (戸)	引受面積 (a)	(A) 共済掛け金	(B) 受取共済金	(C) 賦課金	(D) 無事戻金	(E) 共済差引	一戸当たり 差引(円)	10a 当たり 差引(円)
昭和49年	823	414,148	58,757	0	7,220	39,569	-65,978	-32,088	-638
50年	847	494,713	100,241	483,448	9,758	15,899	413,018	459,678	7,870
51年	862	532,290	120,225	1,062,855	10,952	1,157	947,577	1,082,175	17,525
52年	843	508,501	121,371	547	18,041	1,906	-137,708	-162,466	-2,693
53年	810	448,300	114,277	0	20,992	7,844	-133,363	-157,315	-2,842
54年	780	439,348	113,794	0	20,731	164,155	-126,681	37,988	674
55年	771	377,276	95,802	382,507	17,893	1,896	432,968	351,113	7,175
56年	761	374,676	98,636	634,222	17,842	3,499	519,640	684,945	13,912
57年	745	371,754	101,577	1,822	17,412	37,133	-113,667	-107,427	-2,153
58年	747	392,910	109,015	448,343	18,457	4,709	358,004	435,850	8,286
59年	769	407,780	149,481	0	19,510	16,976	-164,282	-197,679	-3,728
60年	765	428,735	165,950	37,914	15,042	16,597	-126,103	-165,336	-2,950
61年	756	412,446	196,465	144	14,521	166,121	-194,245	-59,154	-1,084
62年	751	389,382	183,577	152	13,726	3,053	-31,029	-258,452	-4,985
63年	732	388,844	145,582	3,212	13,678	10,236	-152,995	-199,196	-3,750
平成元年	721	388,691	139,047	0	19,228	32,804	-148,039	-174,024	-3,228
2年	707	387,160	139,509	0	19,239	59,878	-125,944	-139,845	-2,554
3年	690	385,689	135,858	0	19,314	42,372	-95,294	-163,478	-2,925
4年	675	433,394	152,296	88,367	21,681	23,472	-43,238	-92,056	-1,434
5年	648	503,381	179,010	3,123,104	25,157	4	2,942,410	4,504,539	57,987
合計			2,620,471	6,266,637	340,394	649,280	39,955,054	5,647,772	78,466
年平均			128,498	313,332	17,020	34,172	197,753	282,389	3,923

(資料) 空知中央NOSA I資料より。

註) (A)共済掛け金は農家負担分の掛け金である。

(E)共済差引=(B)+(D)-{(A)+(C)}

単位は(A)~(E)までは(千円)。それ以外は実数である。

が頻発しない限り期待できないという面が考えられるため、表2に示したように昭和59年から平成5年冷害の前年までの9年間を「安定期」とし、それ以前の9年間を「災害多発期」として時期区分を行った。災害多発期には北村は9年中、3回の冷害と2回の水害に見舞われ、この9年間で一戸当たり267万円の差引プラスが出ているのに対し、安定期は平成4年の冷害によって多少の被害が発生した程度で、ほとんど目立った共済金受給がなく、差引はマイナスとなっており、両時期に

おける災害補償効果の差は顕著に表れている。

北村平均で見た水稻共済は短期的な局面に限ってみると、必ずしもその効果を発揮しているとはいえない時期があった。しかしながら、水稻等の作物が一般的に単年度収支であるのに対して、保険の一種である水稻共済は長期サイクルで資金回収がなされる一部門という見方をすべきであろう。そして、20年という長期タームでみれば、結果的に共済差引はプラスとなっており、北村においては水稻共済の災害補償効果は果たされてきたとい

表2 災害多発期・安定期の水稻共済累計比較 (円)

	一戸当たり差引	10a 当たり差引	共済金受取率
災害多発期(昭和50~58)	2,667,578	48,983	292%
安定期(昭和59~平成4)	-1,449,089	-26,637	32%

(資料) 空知中央NOSA I資料より作成。

註) 共済金受取率 = $\frac{\text{受取共済金} + \text{無事戻し金}}{\text{共済掛け金} + \text{賦課金}} \times 100$

うことができよう。

以上の北村平均の時期区分による考察から、水稲共済の災害補償効果は災害の頻度と被害率によって規定されるということが想定される。そこで次節以降では、北村の中で特に災害の頻度と被害率が異なる2地区を取りあげ、それぞれの地区における水稲共済の災害補償という面での機能の差と、それによる農家の意識の相違について検討する。

3. 被害僅少・甚大地区の共済機能比較

1) 事例集落の概要

事例としたのは北村の中でも比較的被害率の低い豊正H区と、その高い砂浜S区である。北村の一戸当たり経営耕地面積が885aなのに対し、H区は572a、S区は770a（1990年センサス集落カードより）となっており、面積は両地区とも村内では比較的小規模である。またS区は大半の農家がライスセンター、機械利用組合に加入しており、育苗、収穫等を共同で行っている農家が多い。ライスセンターに出荷している農家に水稲被害が発生した場合には、出荷量調査のみで損害評価がなされ、圃場調査は全く行われていない。そもそもこの出荷量調査が全相殺方式の本来の損害

評価方式なのであるが（註8）、S区以外の地区では自治区単位で圃場調査を行っているのが実態である。

図3で豊正H区、砂浜S区の過去20年間の水稲の被害率を比較するとH区は災害時の単収変動が比較的小さく、逆にS区は変動が大きいことがわかる。また、平成5年度の共済基準単収、実際の単収はそれぞれH区が542kg、283kg、S区が498kg、121kg（註9）となっており、H区の方が単収水準は高くなっている。

過去の災害に関していえば、S区は冷害による被害もさることながら、昭和56年に大水害による被害を受けた地域である。農家によっては床上40cmほどの浸水があり、緊急避難を余儀なくされたほどであり、これによって水稲が収穫皆無に近い農家もあった（この地域では昭和58年冷害よりもむしろこの56年水害の方が被害は大きかった）。しかし、昭和56年以降、排水機場の整備をはじめ、治水工事が進んだことにより、現在ではほとんど水害の危険性は無くなっている。それに比べてH区は、昭和62年に一部冠水したことがある程度で、水害の影響をほとんど受けたことが無く、冷害年の被害も比較的安定している地域である。

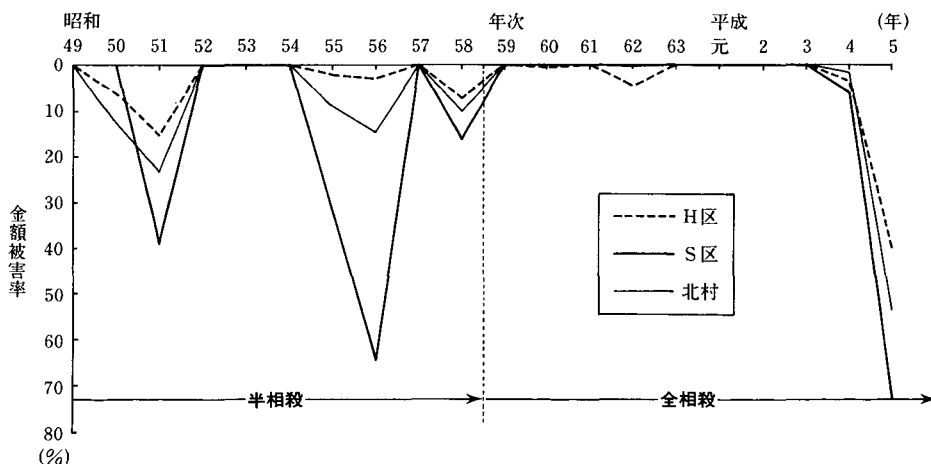


図3 水稲被害率の推移

（資料）空知中央NOSAI資料より作成。

註）半相殺は2割カット、全相殺は1割カットなので被害率の絶対比較はできない。

$$\text{金額被害率} = \frac{\text{支払共済金}}{\text{基準収穫量} \times \text{kg当たり共済金額} \times 0.9(\text{or } 0.8)} \times 100$$

$$\text{基準収穫量} = \text{基準単収}(10\text{aあたり}) \times \text{面積}(a) \times 0.1$$

表3 H区・S区の水稲共済累計比較

(円)

		一戸当たり差引	10a 当たり差引	共済金受取率
被害	過去20年	2,784,657	38,179	189%
	災害多発期	740,810	14,585	176%
	H区 安定期	-888,080	-21,562	48%
	僅少 (平成5年 19年(平成5を除く))	2,995,589 -210,931	46,519 -8,341	1266% 99%
被害	過去20年	9,738,394	181,424	329%
	災害多発期	6,115,448	134,210	490%
	S区 安定期	-1,368,620	-26,893	39%
	甚大 (平成5年 19年(平成5を除く))	5,075,080 4,663,313	75,721 105,703	1647% 231%

(資料) 空知中央NOSA I資料より作成。

2) 災害頻度の多寡による機能比較

被害率の異なるこの2つの事例地区における水稲共済の機能を検討する。両地区の水稲共済の支払と受給の差引状況を表3に示した。昭和49年から平成5年までの20年間の10a 当たり差引を見ると、H区では4万円ほど受取額が上回っているが、その額は北村平均の約8万円(表1参照)の半分程度にとどまっている。ところが、S区のそれは約18万円にもものぼっており、H区の4倍以上に及んでいる。しかしいずれにしても、両地区とも20年という長期タームでみると差引プラスとなっていることから、災害補償効果は果たされてきたといえることができる。

次に前節の区分による「災害多発期」、「安定期」の両局面においてその効果を比較する。まず、災害多発期について検討する。仮に両地区とも収穫皆無という事態が発生したとすれば、基準単収が高い分だけH区の方が共済金は多く支給されることになる。しかし、平成5年のように「100年に一度」といわれる大凶作の年でさえもH区の収量は比較的高かったことを考えると、収穫皆無などというケースはH区においては皆無と考えられる。したがって、S区は基準単収が比較的安く設定されているが、一般的に凶作といわれる年には前掲図3のようにその被害がはるかに甚大となっていることから、受取共済金の額が大きいS区の方に、より有利に作用していたといえることができよう。

安定期になると、差引は両地区ともマイナスとなっているが、S区の方がそのマイナス額はさ

らに大きくなっており、受取率はS区の方が低くなっている。これは共済掛け金が過去の被害率をもとに決定されることから、掛け金は被害甚大地区であるS区の方が高く設定されている(註10)ことが要因であろう。

共済差引の額に関しては平成5年一年の占める数字が両地区ともにあまりにも大きいため、平成5年を除き、19年間の累計を見てみると、H区では差引がマイナスとなっている。H区における平成5年以前の水稲共済は19年という長期タームであるにもかかわらず、結果的には掛け金を払わずに、その額を貯金にまわした方がメリットがあったということになる。減収率42%(H区)という平成5年冷害が無かったとすれば、被害僅少地区であるH区において、水稲共済は災害補償効果を有していなかったといわざるをえないのである。

4. 水稲共済に対する農家の評価

前節の考察から、水稲共済の災害補償効果は被害の程度の地域差によって明らかに差があることがわかった。昭和59年以降9年間、特に大きな災害もなく、農家にとっては長い間水稲共済が「掛け捨て」的な存在となりつつあった。しかし、その安定期の後、平成5年に未曾有の大冷害と直面することになり、ほとんど全ての農家がこの共済の災害補償効果を楽しむことになった。長期安定と大凶作の両方を経験した翌年に当たる平成6年時点において、被害僅少地区、甚大地区の農家は共済をそれぞれどのように評価しているの

ろうか。

この点を明らかにするためにH区、S区の農家に対して、次のような意向調査を実施した。

Q1 最近10年間（昭和59～平成5年：58年冷害の翌年から）の水稲共済の掛け金の合計と共済金の合計の差はいくらくらいだと思いますか。

- | | |
|------------|-------------|
| a 払った方が多い | ア 0～50万 |
| b ±0 | イ 50～100万 |
| c もらった方が多い | ウ 100万～200万 |
| | エ 200万～300万 |
| | オ 300万以上 |

Q2 水稲共済の加入が自由になったらあなたは加入しますか

Q3 麦共済の加入が自由になったらあなたは加入しますか

この集計結果を表4に示した。

Q1は昭和59年以降の安定期におけるいわゆる「掛け捨て」分と、平成5年冷害による共済金との相殺額を感覚的に尋ねたものである。H区の農家は8戸中5戸が「払った方が多い」あるいは「±0」と、また「もらった方が多い」と回答した農家も比較的その額を少額に感じているという結果になった。これに対して、S区は8戸中7戸の農家が「もらった方が多い」と回答しており、共済差引に対する意識において明らかな地域差が見られる。しかし、これをNOSAIデータによる実際の共済差引と照らし合わせてみると、両地区を通じて実際の差引よりもそれを有利に（差引がプラスの方向に）とらえている農家は一戸も無かった。特にH区に関しては全農家が差引を実際よりも不利に感じており、またS区も「金額の想像がつかない」という2戸（S2、S3）を除き、6戸中3戸が不利にとらえているという結果となった。前年に多額の共済金受給があったのにもかかわらず、それ以前の長い安定期のために、感覚的には共済掛け金の負担感の累積が高額の受取共済金を上回っていたと考えることができよう。

しかし、北村で最も単収変動の安定的な地区に属し、平成5年冷害の被害も比較的少なかったH

区でさえも、共済差引はプラスとなっているのが実態である。現実と農家の共済評価とのギャップは、特に被害僅少地区において強くあらわれているが、両地区ともに水稲共済の災害補償効果はほとんど適正に理解されていないということができよう。

次に、水稲共済、麦共済は当然加入制がとられているが、それに対する農家側の実際の需要をQ2、Q3によって尋ねた。まず水稲共済に対するQ2に関してであるが、S区はほとんどの農家が差引をプラスととらえていたこともあり、全農家が加入意向を示した。また逆に比較的マイナスであるととらえている農家が多かったH区においても、ほとんどの農家が加入意向ありという結果になった。加入意向なしという回答をした農家番号H1とH2はQ1において最も差引マイナスを大きく感じている農家であった。しかし、H1からは「共済金は一番苦しいときにももらえるから、もらった時はうれしくて、それまでに支払ってきた金額のことを忘れてしまう」という回答が聞かれ、共済加入を完全に否定するものではなかった。

H区の調査農家全戸について、平成5年を除いた19年間（昭和49～平成4）における差引を計算すると、全農家ともマイナスとなった。それでもほとんどの農家が加入意向を示したことから、被害僅少地区の農家においても、将来の予知し得ない自然災害リスクに対する最低限の対策として、共済加入を必要視しているということが指摘できよう。

ところで、表4のH2の回答の中に「単収が高いから掛け金が高い」とある。H区は単収が高水準であるために確かに共済金額（共済金が支払われる最大限度額）は高く設定されている。しかし、実際に平成5年の基準単収と10a当たりの共済掛け金を見ると、北村平均の基準単収は517kgで10a当たり共済掛け金は3,556円、S区は498kgで4,404円であるのに対して、542kgという高単収水準のH区は3,475円と比較的低く設定されており、高基準単収であるがゆえに掛け金が高いとは一概には言えない。これは共済金額の差（つまり基準単収水準の差）以上に両地区間の過去の被害率の差が大きかったために、被害率をもとに計算

表4 意向調査の回答

農家 番号	実際の Q 1	共済差引	Q 2 米	Q 3 麦	2, 3の理由	作付比率(%)	
						米	麦
H 1	aウ	cウ	×	○	水稲は(共済金を)もらう機会が少ない。麦は連作障害が出ているため単収変動が大きい。	100	0
被 H 2	aイ	cウ	×	×	この地区は収量が安定している。単収が高いから掛け金が高い。	100	0
害 H 3	aイ	cエ	○	×	掛け金分を貯金して備えるよりは安心。	89	0
僅 H 4	aア	cウ	○	○	冷害がこわいから。麦は2~3年連作すると共済に頼るしかない。	100	0
少 H 5	b	cエ	○	○	万が一のことを考えると掛け金も妥当だから。麦は連作障害が出るから。	100	0
地 H 6	cア	cイ	○	×	トータルするともらっているほうだし、水害も何回かあったので。	94	0
区 H 7	cイ	cエ	○	×	確実にとれるものではないから。絶対に冷害はある。麦は作る意志がないから。	94	0
H 8	cウ	cオ	○	○	2年作くらいの蓄えがあればいいが、ないと不安だから。	99	0
S 1	aイ	cエ	○	○	掛け金高くても平成5年のような年には共済金がないとやっていけない。	83	4
被 S 2	c	cオ	○	×	水稲が主力だから。例え掛け金が(政府負担が無くなって)倍になったとしても加入する。	92	0
害 S 3	c	cエ	○	×	災害に弱い地域だから。上流の治水対策が進むとかえって(自分のいる)下流が心配になる。	83	13
甚 S 4	cイ	cオ	○	○	生命保険と同じ。例え払う方が多かったとしても入る。	71	17
大 S 5	cウ	cオ	○	○	何が起こるかわからないから。	81	0
地 S 6	cオ	cオ	○	○	ずっと必要だと思っている。平成5年以前から必要視していた。	79	19
区 S 7	cオ	cオ	○	○	米は平成5年で助かったから。麦は共済金をよくもらっているから。	84	14
S 8	cオ	cオ	○	×	平成5年のことがあるから。麦は(共済金を)もらったことがないし、作付を減らしているから。	86	8

(資料)「実際の共済差引」は空知NOSA I資料より作成。

註) 調査時の簡略化のため差引は掛け金、共済金のみで扱い、無事戻し金、賦課金は含まれていない。

差引の期間は昭和59~平成5年。

「作付比率」は平成6年度のもの。実態調査による。

Q 1……a 払った方が多い b ±0 c 受け取った方が多い

ア 0~50万 イ 50~100万 ウ 100~200万 エ 200~300万 オ 300万以上

Q 2……○-加入 ×-非加入

される掛け金率の差から生じた結果である(註11)。

しかし、同回答によると「H区は単収水準が高いため、8俵とれても共済金があたる。このような共済であれば、掛け金は高い」とのことであり、多少の被害が発生しても他地区の平年並の収量があるH区のような高単収地区においては補償率は低くても、掛け金が安い半相殺方式の方が有利であるという可能性は考えられる。

最後にQ3により小麦の共済需要をみると、水稲に比べてその需要は低いものとなった。加入意向のない農家の理由としては、表4の作付比率に示したように、麦が経営の中に占める比率が低いため、自然災害発生時に経営に与える打撃の大きさには違いがあり、これが水稲共済の需要との差となってあらわれたものと考えられる。また、加入意向を示した農家は「連作障害で被害が出やすいから」という回答が見られ、連作といういわば後退的な経営対応による選択であり、水稲と小麦の経営内における位置づけの違いが共済需要に明らかにあらわれていることができる。

また、被害僅少地区のH区に比べて、被害甚大地区であるS区の方が水稲単作傾向が小さくなっているが、これはS区農家の自然災害対応としての危険分散意識にもとづく選択を示している、という見方ができ、災害頻度の差が農家の経営対応にも影響を与えているということが想定されるが、この点に関しては他日を期したい。

5. 要約と結論

本稿では水稲共済を対象として、その災害補償効果の特質を探るために、まず時期的区分によってその効果を検討し、被害率の異なる地域間の比較分析を行った。そして、それらの地域差から生ずる農家の共済評価に関して考察を行った。

被害甚大地区の事例S区の共済差引を最近20年間で見ると、前半の昭和50年代には水害・冷害が多発したため、共済差引のプラス額は大きくあらわれた。昭和59年からは安定期に入るが、共済掛け金が高く設定されていたために、差引のマイナス額は被害僅少のH区よりも大きくあらわれることになった。しかし、20年という長期ターム

でトータルすれば、結果的に差引は大きくプラスとなっているのが実態であった。このS区の事例に示されるように、水稲共済の災害補償効果は、一般的に被害甚大地区においては十分に果たされてきたということができよう。

他方、被害僅少地区の事例H区は災害多発期において、やはりその被害の僅少さから無事戻し金を計算に入れても、差引のプラス額は比較的小さいものであった。安定期においては、掛け金が低く設定されているため、差引のマイナス額はS区に比べると小さくなっていった。20年をトータルすれば結果的には差引プラスとなったのであるが、平成5年冷害を特殊なものとしてとらえ(確率的に起こりうるものとして見ずに)、この年を除いて計算すると、19年というロングタームにもかかわらず、差引マイナスとなっていることがわかった。この事例に示されるように、被害僅少地区における水稲共済の存在は、まさに激甚災害のための「積み立て預金」的な意味合いが強くなってきているように思われ、災害補償効果は十分に果たされてきたとはいいがたい面がある。しかしながら、共済掛け金の中には「リスク」というサービスの代金が含まれていることを無視するわけにはいかず、必ずしも差引マイナスが共済の意義そのものを否定するものではないことも事実である。

このようなある一定年数の共済金受給が極度に小さい農家に限り、任意加入制を導入するなどということは、今後検討されるべき事項であろう。しかしながら4節の意向調査の結果から明らかのように、過去の差引はマイナスだと感じていながらも、水稲共済をなお必要視している農家が見られた。水稲共済の需要は、安定期を経た現在も比較的強固であると考えられるが、それは麦共済との比較から明らかのように経営における作物部門の地位と関連しているということができよう。

【付記】本稿作成に当たり、空知中央NOSAIの柿田照彦氏には資料提供をはじめ、大変貴重なご意見を賜った。また、北村の農家調査にあたっては農家の方々に貴重なデータの提供をいただいた。記して謝意を表したい。

(註)

- 註1) 農業災害補償法の前身である家畜保険法は昭和4年から、農業保険法は昭和13年から存在していた。農業災害補償法成立の背景に関しては農業共済制度研究会〔4〕P3～16, 山内〔10〕P48～63参照。
- 註2) 平成6年度から水稲共済の政府負担割合が改正されている。詳細は全国農業共済協会〔14〕1994年4月号, P58～60を参照。
- 註3) この他に組合が独自で行う、建物や農機具を対象とした任意共済がある。
- 註4) 北海道においては水稲は60a, 麦は50a以上作付者が当然加入となっている。
- 註5) 水稲共済は万一に備える保険的なものであるという観点に立てば、経営を行う上での安心感を与えるというようなサービスも、共済の重要な一つの機能であり、必ずしも共済金を支払うことだけが共済の機能というわけではないが、本稿では共済の機能を「災害補償効果」に絞って考察する。
- 註6) 後出の事例地区は豊正H区が北空知的性格、砂浜S区が南空知的性格の代表事例として見ることができ、その平均である北村平均が空知平均と対応すると考えることができよう。
- 註7) 半相殺方式とは2割以下の減収、または増収圃場を調査せず、2割以上の減収があった圃場のみの被害を2割カットで補償する方式。全相殺方式は全圃場の増収、減収を相殺し、1割カットで補償する方式。現在北海道はほとんどが全相殺方式を採用している。詳細は北海道農業共済組合連合会〔2〕参照。
- 註8) 農業共済制度研究会〔4〕275～278ページ参照。
- 註9) 実際の単収は基準単収 $\times 0.9 \times (1 - \text{金額被害率})$ で計算した。
- 註10) 共済掛け金率の目安である危険段階区分(空知中央NOSAIでは15段階に分かれている)を農家ごとにそれぞれ平均するとH区は10(掛け金率6.071), S区は3(同8.896)の範疇に入る。

註11) 共済掛け金=共済金額 \times 掛け金率で求められる。

参考文献

- 〔1〕 後藤貞太郎「水稲共済の問題点—宮城県登米郡南方町水稲共済の実態より—」東北大学農学部農業経営研究室『農業経済研究報告』第7号, 1966
- 〔2〕 北海道農業共済組合連合会『農業災害補償制度のあらまし』1993
- 〔3〕 新田恭一郎「水稲共済の機能とその限界」東京農業大学農業経済学会『農村研究』第26・27号, 1967
- 〔4〕 農業共済制度研究会『農業災害補償法解説』全国農業共済協会, 1980
- 〔5〕 P. Hazell, C. Pomareda, A. Valdes, "Crop Insurance for Agricultural Development", John Hopkins Univ. Press, 1986
- 〔6〕 七戸長生「稲作の展開と現状」七戸長生他『日本のフロンティアのゆくえ』日本経済評論社, 1985
- 〔7〕 七戸長生『日本農業の経営問題』第10章, 北海道大学図書刊行会, 1988
- 〔8〕 志賀永一「新開稲作地帯の経営展開と土地改良」北海道大学農業経営学教室『農業経営研究』第8号, 1982
- 〔9〕 白井晋『大規模稲作地帯の農業再編』北海道大学図書刊行会, 1994
- 〔10〕 鷺田俊顕『農業共済保険用語辞典』全国農業共済協会, 1974
- 〔11〕 山内豊二『農業保険の経済的研究』農業総合研究所, 研究叢書第46号, 1957
- 〔12〕 山内豊二『農業災害と農業保険の国際比較』大明堂, 1983
- 〔13〕 柳村俊介『農村集落再編の研究』日本経済評論社, 1992, p. 85-144
- 〔14〕 全国農業共済協会『月刊NOSAI』(旧『月刊農業共済』)各号